

中国民事裁判制度の概要

本文内容をご参考に供します。

中国における民事裁判権とは、基本的に日本と同様であり、民事訴訟処理のための国家統治権の一部である権限、裁判の効力を当事者に及ぼし、執行において債務者を強制し、これに応じない場合に制裁を科するなどの権能をいいます。本文は中国の民事裁判制度の概要について以下にご紹介いたします。

一、人民法院（日本の裁判所に相当）の設置

各級人民法院は行政区計画に基づき設置されたものであり、1999年9月8日の「最高人民法院の全国法院の立案業務会議に関する要綱」において1999年末までにおいて全国に級別で3,424の人民法院があるという統計数字が発表されています。人民法院の設置については級別の区分けは4級あり、上から最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基礎人民法院となっています。

二、人民法院の内部組織

人民法院には一般的に立案庭、民事審判庭、刑事審判庭、行政審判庭、審判監督庭及び執行庭があります。また、中級人民法院は一般的に知的財産権審判庭も設けております。このような訴訟の場合、異なる審判庭はそれぞれの役割を分担され、各審判庭が各自の機能を発揮し民事訴訟の任務が遂行されることとなります。

三、審判庭の組織

人民法院の民事訴訟案件の審判は合議制度が採られており、数名の裁判官に

よって合議廷を組織され、民事事件審判を行う制度となっています。合議廷の合議は少数が服従する多数決の原則をとっています。合議廷の組成人員は1名で(多くとも3名まで、案件により簡易順序の場合は審判人員が1人で審理します)審判員の一人が審判長を務めます。

四、案件の管轄

1. 級別管轄

法院の級別管轄範囲は下記の通りです。

法院	級別管轄範囲
最高人民法院	1. 全国において影響が著しく大きな案件 2. 本院での審理が必要とされる案件
高級人民法院	本管轄区(省級行政区)において影響が著しく大きな第一審の民事案件(北京、上海、広東を例とすると、幾つかの高級人民法院が受理した財産に関する第一審民商事案件は紛争となった金額が1億元を下回らない場合となっており、外国、マカオ、台湾に関わる案件の紛争金額は8,000万元を下回らない場合となる)。
中級人民法院	1. 外国に関わる重大な案件(紛争の取引額が大きい、案件事情が複雑または国外にいる当事者数が比較的多い案件(上海の例では、上海市中級人民法院の受理した外国、香港、マカオ、台湾に関わる民商事案件は一般的に要求される対象金額が100万から8,000万元である)。 2. 本管轄区において影響が著しく大きな案件(上海の例では、普通民商事案件の一般的な要求対象金額は500万元から1

	億元) 3 .最高人民法院が中級人民法院の管轄であると確定した案件 (特許に関する紛争案件等)
基礎人民法院	第一審民事案件、但し、法律に別途規定がある場合を除く。 (上海の例では、財産を対象とする訴訟の場合、上海市基礎人民 法院は 500 万元以下の普通民商事案件、100 万元以下の外 国、香港、マカオ、台湾に関わる案件を受理することができる。)

2 . 地域管轄

案件の地域管轄は、「被告主義の原則」(即ち被告の住所地の法院管轄)
を主としており、その他の原則では、契約の履行地 (契約に関する紛争)
権利侵害行為地 (権利侵害紛争) の法院が管轄する等となっている。

五、訴訟費用の納付

1 . 法院が受理する民事案件は規定に従い訴訟費用を納付しなければなりま
せん。訴訟費用は通常以下の 2 つを含みます。

- (1) 案件受理费、財産案件及び非財産案件の受理费を含む
- (2) その他の費用、実地調査費用、鑑定費用、公告費用、翻訳費用等その
他訴訟に関する費用。

2 . 最高人民法院の公布した「人民法院の訴訟費用弁法」における規定に基
づき、案件の受理费は計算基準があり、下記の通りとなります。

(1) 財産案件

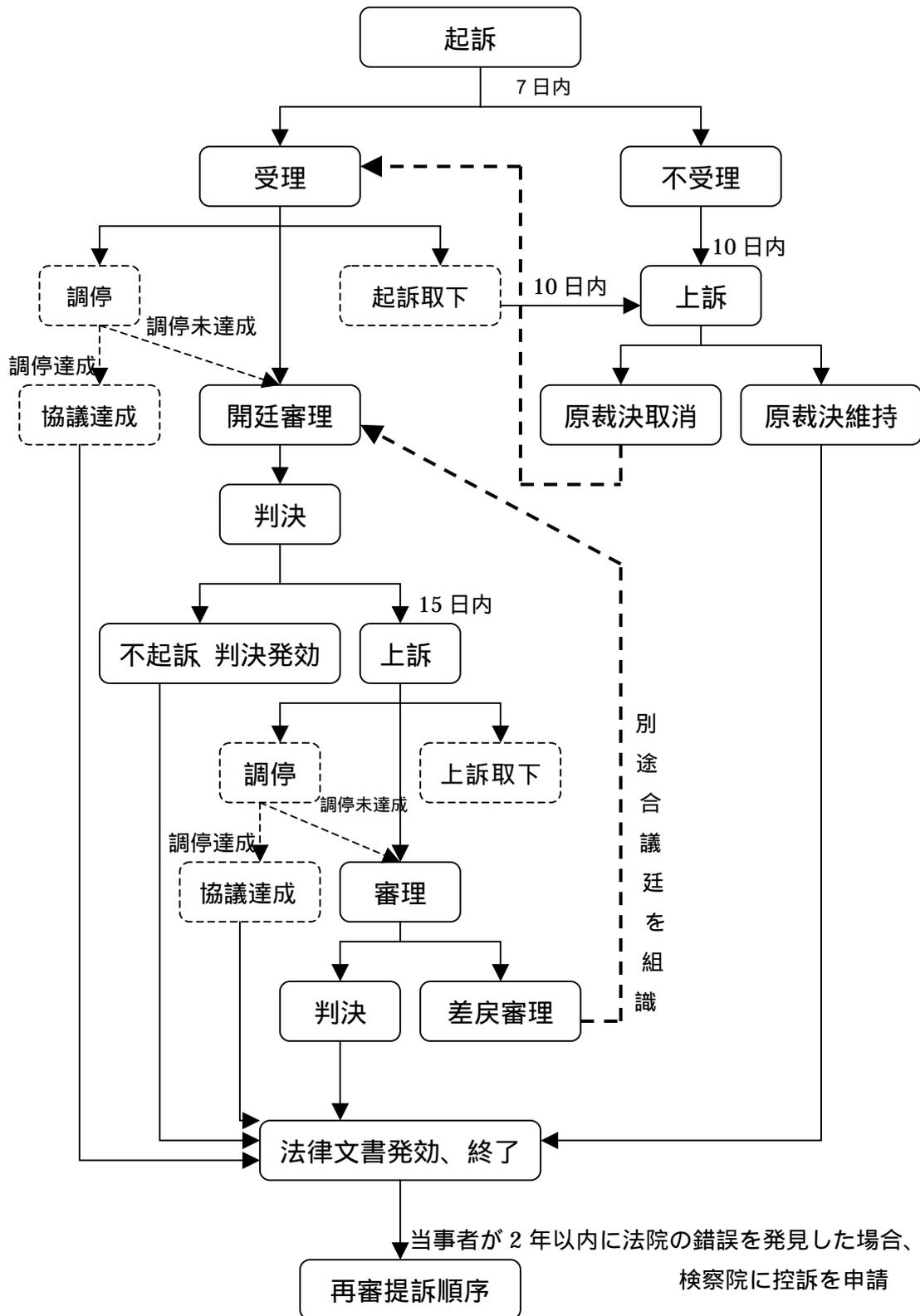
	訴訟対象金額	納付する訴訟費用
	1,000 元以下	50 元

財産案件	1,001 ~ 50,000 元	対象金額の 4%
	50,001 ~ 100,000 元	対象金額の 3%
	100,001 ~ 200,000 元	対象金額の 2%
	200,001 ~ 500,000 元	対象金額の 1.5%
	500,001 ~ 1,000,000 元	対象金額の 1%
	1,000,001 元以上	対象金額の 0.5%

(2)その他の案件

案件の種類	紛争金額が無い場合	紛争金額がある場合
労働紛争案件	1 件につき 30 元 ~ 50 元(上海の法院は 50 元 / 1 件)	
知的財産権紛争案件	1 件につき 500 元 ~ 1,000 元 (上海市中級人民法院は 1,000 元)	財産案件費用に基づき納付する。
破産案件		破産企業の総価格に基づき財産案件費用基準による半額を納付し、最高で 10 万元を越えない。

六、民事訴訟のフロー図



七、審理期間

1．普通民事案件

(1)第一審民事案件には普通順序による審理となり、一般的には立案の日より6ヶ月以内に審理は終了となります。特殊な状況の場合認可を経て更に6ヶ月まで延長することができます。また、簡易順序の審理の場合は3ヶ月で終了となります。

(2)人民法院の上訴案件判決に対する審理は、一般的には二審立案の日から3ヶ月以内に終了となります。特殊な状況による延長申請は本院院長の認可を経なければなりません。上訴案件の裁定は二審立案の日から30日以内に終審裁定として出すこととなります。

2．涉外案件

外国に関わる民事案件の審理期間は、法律上に明確に規定されてはおりません。但し、期間の定めがないわけではありません。一般的には案件の状況によって国内案件の審理に基づき適宜延長することとなります。

以上が中国における民事訴訟制度の説明となります。